

本宮市農業委員会 令和元年8月総会 議事録

- 1. 開催日時 令和元年8月22日(木)午後3時00分
- 2. 開催場所 本宮市役所 3階 大会議室
- 3. 出席委員

農業委員会委員

- |    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1番 | 渡邊 謙輔 | 2番 | 遠藤 政幸 | 3番 | 國分 政利 |
| 4番 | 伊藤 隆一 | 5番 | 石橋 廣基 | 6番 | 三瓶 和彦 |
| 7番 | 渡邊 善幸 | 8番 | 三瓶 修藏 | 9番 | 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- |     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 國分 隆一 | 2番  | 川名 和弘  | 3番  | 遠藤 栄太郎 |
| 4番  | 國分 政彦 | 5番  | 遠藤 俊雄  | 6番  | 阿部 修司  |
| 7番  | 佐藤 一徳 | 8番  | 遠藤 正任  | 9番  | 國分 保   |
| 10番 | 大内 俊之 | 11番 | 佐々木 清忠 | 12番 | 佐藤 博衛  |

- 4. 欠席委員 推進委員6番 阿部 修司委員

- 5. 遅参委員

- 6. 職員 事務局長 三瓶 隆

- 7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	<p>ただ今から、本宮市農業委員会8月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員6番 阿部修司委員であります。</p> <p>最初に、本日の付議案件に議案第46号として「本宮市農業振興地域整備計画変更について」、本宮市長より審議のうえ回答を求められましたので、本定例会に追加議案として提出させていただきました。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会8月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員1番 渡邊謙輔委員 農業委員2番 遠藤政幸委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長報告を求めます。</p>

	( 1 番 渡邊謙輔 委員 )
農地転用調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、渡邊謙輔です。今回は、石橋廣基委員、國分隆一委員、佐藤一徳委員で調査を実施しました。</p> <p>去る 8 月 9 日 ( 金 )、午後 1 時 30 分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと 8 件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第 43 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づくもので、2 階建て 2 棟、12 世帯の共同住宅敷地の転用です。</p> <p>次に、議案第 44 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、一般住宅、建売分譲、4 区画分の宅地分譲敷地等への転用で、合計 5 件となります。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 45 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 及び件番 2 は、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断いたしました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	続いて、7 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	① 7 月定例会許可分は、7 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡邊謙輔委員	<p>議案第 42 号 件番 1 について、8 月 19 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。</p> <p>件番 1 については、当該地は住宅市街地に存在し、耕作は可能な農地がありますが、当該地への搬入路が第三者の所有につき、譲渡人、譲受人、近隣者との話し合いを十分に行い、耕作に従事するよう指導したところであります。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。</p>

会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。続いて、件番 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
三瓶修蔵委員	議案第 42 号件番 2 について、8 月 19 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤正任委員と致しました。 件番 2 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。次に件番 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
三瓶修蔵委員	議案第 42 号件番 3 について、8 月 19 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤正任委員と致しました。 件番 3 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容

	を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに決定いたしました。続いて、件番 4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
國分正利委員	議案第 42 号件番 4 について、8 月 17 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤栄太郎委員と致しました。 件番 4 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 4 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 42 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に議案第 43 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします 最初に件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)

会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 43 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 44 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。

	次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に議案第 45 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	最初に件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 45 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 1 は非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 45 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 2 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、本日追加提出いたしました議案第 46 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 46 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、本宮市長より送付された変更計画の内容のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 46 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、本宮市長より送付された変更計画の内容のとおり決定いたしました。
会長 渡辺喜一	以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 8 月定例会を閉会いたします。

令和元年 8 月 22 日  
(閉会午後 2 時 15 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席 1 番委員 渡邊 謙輔

議席 2 番委員 遠藤 政幸